

指定処理施設等設置許可申請書	
<p>茨城県知事 殿</p>	<p>年 月 日</p>
<p>申請者 住所 氏名又は名称 (法人にあっては、その代表者の氏名) 電話番号</p>	
<p>茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第12条第1項の規定により、指定処理施設等の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
指定処理施設等の設置の場所	
指定処理施設等の種類	
指定処理施設等において処理する産業廃棄物の種類	
設置に係る工事の着工予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
許可の年月日	年 月 日
許可番号	
指定処理施設等の処理能力(積替保管施設にあっては、積替え又は保管の用に供する場所の面積)	<p>m<sup>3</sup> / 日 ( ) 時間 t / 日 ( ) 時間 m<sup>3</sup> / 時間 t / 時間 供用面積 m<sup>2</sup></p>
<p>指定処理等の位置、構造等の設</p>	<p>指定処理施設等の位置 指定処理施設等の処理方式</p>
<p>置に関する計画に係る事項</p>	<p>指定処理施設等の構造及び設備(積替保管施設である場合にあっては、産業廃棄物を保管するための設備を含む。) 処理に伴い生ずる排ガス及び排水量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。) 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する事項 火格子面積又は火床面積及び燃焼室容積 その他指定処理施設等の構造等に関する事項</p>
<p>指定処理施設等の維持管理に関する計画に係る事項</p>	<p>産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備において保管する産業廃棄物の種類及び数量 積替保管施設において積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び数量 その他指定処理施設等の維持管理に関する事項</p>

## (裏面)

申請者が行っている事業の種類			
申請者が建設業者である場合にあっては、建設業の許可をした行政庁の名称及び当該許可の許可番号		行政庁の名称	
		許可番号	
申請者が解体工事業者である場合にあっては、解体工事業者の登録をした行政庁の名称及び当該登録の登録番号		行政庁の名称	
		登録番号	
汚泥、焼却灰等の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区分	自家処分 委託処分
	特別管理産業廃棄物	区分	自家処分 委託処分
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請者が法人である場合にあっては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに直近3事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書、貸借対照表及び納税証明書</li> <li>2 申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）及び履歴書</li> <li>3 技術管理者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項の環境省令で定める資格を有することを証する書類又は技術管理者となるべき者の当該資格の取得の予定を明らかにする書類</li> <li>4 指定処理施設等の設置及び維持管理に係る資金に関する計画書並びに特定小型焼却施設にあっては、産業廃棄物の処理に係る費用に関する計画書</li> <li>5 指定処理施設等の位置図（縮尺が2万5千分の1以上1万分の1以下のものに限る。）</li> <li>6 指定処理施設等の付近の見取図</li> <li>7 指定処理施設等を設置する土地の登記事項証明書及び公図の写し</li> <li>8 指定処理施設等の配置図（縮尺が500分の1程度のものに限る。）</li> <li>9 指定処理施設等の処理工程図</li> <li>10 当該指定処理施設等の処理能力及び構造を明らかにする設計計算書、平面図、立面図、断面図及び構造図</li> <li>11 排ガス及び排水の処理方法に係る処理系統図</li> <li>12 その他知事が必要と認める書類及び図面</li> </ol>		
<p>注1 の欄には、記入しないこと。</p> <p>2 指定処理施設等の種類の欄には、脱水施設、乾燥施設、焼却施設等、特定小型焼却施設又は積替保管施設の別を記入すること。</p> <p>3 指定処理施設等の処理能力（積替保管施設にあっては、積替え又は保管の用に供する場所の面積）の欄は、処理する産業廃棄物の種類ごとに記入すること。すべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>4 申請者が行っている事業の種類の欄には、日本標準産業分類（平成5年総務庁告示第60号）による分類を記入すること。</p> <p>5 火格子面積又は火床面積及び燃焼室容積の欄並びに汚泥、焼却灰等の処分方法の欄は、指定処理施設のうち焼却施設及び特定小型焼却施設の場合に記入すること。</p> <p>6 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備において保管する産業廃棄物の種類及び数量の欄は、指定処理施設及び特定小型焼却施設の場合に記入すること。</p> <p>7 積替保管施設において積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び数量の欄は、積替保管施設の場合に記入すること。</p> <p>8 の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。</p> <p>9 指定処理施設等において処理された産業廃棄物の処理を委託する場合にあっては、委託契約書の写しを添付すること。</p>			
手数料欄			

様式第 5 号（第14条第 1 項関係）

<p>指定処理施設等使用前検査申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>茨城県知事 殿</p> <p>申請者</p> <p>住 所</p> <p>氏名又は名称</p> <p>（法人にあっては，その代表者の氏名）</p> <p>電話番号</p> <p>茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第13条第 3 項（第14条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による検査を受けたいので，関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
指定処理施設等の設置の場所	
許可の年月日及び許可番号	
しゅん工の年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
添付書類及び図面	1 しゅん工後の指定処理施設等の構造を明らかにする平面図，立面図，断面図及び構造図） 2 その他参考となる書類又は図面

様式第7号（第15条第3項関係）

指定処理施設等許可証再交付申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者

住 所

氏名又は名称

（法人にあっては、その代表者の氏名）

電話番号

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例施行規則第15条第3項の規定により、許可証の再交付を受けたいので、申請します。

許可の年月日	年 月 日
許可番号	
指定処理施設等の設置の場所	
指定処理施設等の種類	
再交付の申請の理由	
事務処理欄	

注1 の欄には、記入しないこと。

2 指定処理施設等の種類の欄には、脱水施設、乾燥施設、焼却施設等、特定小型焼却施設又は積替保管施設の別を記入すること。

3 許可証をき損し、又は汚損したときは、当該き損し、又は汚損した許可証を添付すること。

4 許可証の再交付を受けた場合において、紛失した許可証を発見したときは、10日以内に、当該許可証を知事に返納すること。

様式第 8 号 ( 第17条第 1 項関係 )

( 表面 )

指定処理施設等変更許可申請書				
年 月 日				
茨城県知事	殿			
申請者				
住 所				
氏名又は名称				
( 法人にあっては, その代表者の氏名 )				
電話番号				
茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第14条第 1 項の規定により, 指定処理施設等の変更の許可を受けたいので, 関係書類及び図面を添えて申請します。				
指定処理施設等の設置の場所				
指定処理施設等の種類				
許可の年月日	年 月 日			
許可番号				
変更の内容	指定処理施設等において処理する産業廃棄物の種類			
	指定処理施設等の処理能力	変更後	変更前	
		m <sup>3</sup> / 日 ( ) 時間	m <sup>3</sup> / 日 ( ) 時間	
		t / 日 ( ) 時間	t / 日 ( ) 時間	
		m <sup>3</sup> / 時間	m <sup>3</sup> / 時間	
t / 時間	t / 時間			
	供用面積	m <sup>2</sup>	供用面積	m <sup>2</sup>
	指定処理施設等の位置, 構造等の設置に関する計画			
	指定処理施設等の維持に関する計画			
変更の理由				
変更に係る工事の着工予定年月日	年 月 日			
使用開始予定年月日	年 月 日			
許可の年月日	年 月 日			
許可番号				

(裏面)

添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"><li>1 指定処理施設等に係る許可証の写し</li><li>2 指定処理施設等の構造及び設備に変更がある場合にあっては、変更後の指定処理施設等の構造を明らかにする設計計算書，平面図，立面図，断面図及び構造図</li><li>3 積替保管施設において積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び数量に変更がある場合にあっては，変更後の維持管理に関する計画を記載した書類</li><li>4 指定処理施設等の処理工程に変更がある場合にあっては，変更後の処理工程図</li><li>5 その他知事が必要と認める書類及び図面</li></ol>
注	<ol style="list-style-type: none"><li>1 の欄には，記入しないこと。</li><li>2 「指定処理施設等の種類」の欄には，脱水施設，乾燥施設，焼却施設等，特定小型焼却施設又は積替保管施設の別を記入すること。</li><li>3 の欄の記入については，できる限り図面，表等を利用すること。</li><li>4 印の欄にすべてを記載することができないときは，同欄に「別紙のとおり」と記載し，別紙を添付すること。</li><li>5 変更のある部分については，変更前及び変更後の内容を対照させるものとする</li></ol>
手数料欄	

様式第9号（第19条第1項関係）

指定処理施設等変更等届出書	
年 月 日	
茨城県知事 殿	
申請者 住 所 氏名又は名称 （法人にあつては，その代表者の氏名） 電話番号	
指定処理施設等を軽微変更等（廃止・休止・再開）したので，茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第14条第3項の規定により，関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
指定処理施設等の設置の場所	
指定処理施設等の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変更の内容	軽微な変更
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては，その代表者の氏名の変更
	茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例施行規則第12条第4項に掲げる事項の変更
指定処理施設等の廃止又は休止若しくは再開の理由	（廃止・休止・再開の別）
指定処理施設等の廃止又は休止若しくは再開の年月日	年 月 日
事務処理欄	
添付書類及び図面	1 指定処理施設等に係る許可証の写し 2 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては，その代表者の氏名に変更があつた場合において，条例第12条第1項の許可を受けた者が個人であるときは住民票の写し（外国人にあつては，外国人登録証明書の写し），法人であるときは定款又は寄附行為及び登記事項証明書 3 技術管理者に変更があつた場合にあつては，変更後の技術管理者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項の環境省令で定める資格を有することを証する書類 4 指定処理施設等の構造及び設備に変更があつた場合にあつては，変更後の指定処理施設等の構造を明らかにする設計計算書，平面図，立面図，断面図及び構造図 5 第12条第3項第1号又は第3号に掲げる事項に変更があつた場合にあつては，変更後の維持管理に関する計画を記載した書類 6 指定処理施設等の処理工程に変更がある場合にあつては，変更後の処理工程図 7 その他知事が必要と認める書類及び図面
注1 の欄には，記入しないこと。 2 「指定処理施設等の種類」の欄には，脱水施設，乾燥施設，焼却施設等，特定小型焼却施設又は積替保管施設の別を記入すること。 3 の欄については，すべてを記載することができないときは，同欄に「別紙のとおり」と記入し，別紙を添付すること。この場合においては，できる限り図面，表等を利用すること。 4 変更に係る部分については，変更前及び変更後の内容を対照させること。	

様式第10号（第23条関係）

産業廃棄物の指定処理施設（特定小型焼却施設）			
許可施設の種類			
処理する産業廃棄物の種類及び処理能力			
氏名又は名称及び技術管理者の氏名		技術管理者の連絡先 （緊急連絡先）	

注1 縦は100センチメートル以上，横は200センチメートル以上の長さとする。

2 許可施設の種類の欄には，脱水施設，乾燥施設，焼却施設等又は特定小型焼却施設の別を記入すること。

3 氏名又は名称及び技術管理者の氏名の欄には，それらを2段にして記入すること。

4 技術管理者の連絡先（緊急連絡先）の欄は，通常時の連絡先の電話番号及び緊急時の連絡先の電話番号を2段にして記入すること。

様式第11号（第23条関係）

産業廃棄物の積替保管施設			
産業廃棄物の種類及び積替え又は保管の用に供する面積			
氏名又は名称及び管理者の氏名		管理者の連絡先 (緊急連絡先)	

- 注 1 縦は100センチメートル以上，横は200センチメートル以上の長さとする事。
- 2 氏名又は名称及び管理者の氏名の欄には，それらを2段にして記入すること。
- 3 管理者の連絡先（緊急連絡先）の欄は，通常時の連絡先の電話番号及び緊急時の連絡先の電話番号を2段にして記入すること。

様式第12号 (第25条関係)

産業廃棄物の保管施設			
産業廃棄物の種類			
管理者	氏名	保管する産業廃棄物の数量の上限	m <sup>3</sup>
	連絡先	積み上げる産業廃棄物の高さの上限	m

注1 縦及び横は、60センチメートル以上の長さとする。

2 この標識は、産業廃棄物の保管施設ごと及び産業廃棄物の種類ごとに、掲げること。

様式第13号（第28条第1項関係）

指定処理施設等譲受等許可申請書	
年 月 日	
茨城県知事 殿	
申請者 住 所 氏名又は名称 （法人にあっては，その代表者の氏名） 電話番号	
茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第19条第1項の規定により，指定処理施設等譲受け等の許可を受けたいので，関係書類を添えて申請します。	
譲受け又は借受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては，その代表者の氏名	
指定処理施設等の設置の場所	
指定処理施設等の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
事務処理欄	
添付書類及び図面	1 申請者が法人である場合にあっては，定款又は寄付行為，登記事項証明書並びに直近3事業年度の事業報告書，財産目録，損益計算書，貸借対照表及び納税証明書 2 申請者が個人である場合にあっては，住民票の写し（外国人にあっては，外国人登録証明書の写し）及び履歴書 3 技術管理者が法第21条第3項の環境省令で定める資格を有することを証する書類又は技術管理者による当該資格の取得の予定を明らかにする書類 4 指定処理施設等の設置及び維持管理に係る資金に関する計画書並びに特定小型焼却施設にあっては，産業廃棄物の処理に係る費用に関する計画書 5 指定処理施設等の位置図（縮尺が2万5千分の1以上1万分の1以下のものに限る。） 6 指定処理施設等の許可証の写し 7 その他知事が必要と認める書類及び図面
注 の欄には，記入しないこと。	
手数料欄	

様式第14号（第29条第1項関係）

指定処理施設等設置者合併等認可申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者

住 所

氏名又は名称

（法人にあっては，その代表者の氏名）

電話番号

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第19条第2項の規定により，指定処理施設等設置者である法人の合併（分割）の認可を受けたいので，関係書類を添えて申請します。

合併により消滅する法人又は分割前の法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名	
合併又は分割の年月日	
合併又は分割の理由	
合併又は分割の方法及び条件	
事務処理欄	
添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請者が法人である場合にあっては，定款又は寄付行為，登記事項証明書並びに直近3事業年度の事業報告書，財産目録，損益計算書，貸借対照表及び納税証明書</li> <li>2 申請者が個人である場合にあっては，住民票の写し（外国人にあっては，外国人登録証明書の写し）及び履歴書</li> <li>3 技術管理者が法第21条第3項の環境省令で定める資格を有することを証する書類又は技術管理者による当該資格の取得の予定を明らかにする書類</li> <li>4 指定処理施設等の設置及び維持管理に係る資金に関する計画書並びに特定小型焼却施設にあっては，産業廃棄物の処理に係る費用に関する計画書</li> <li>5 指定処理施設等の位置図（縮尺が2万5千分の1以上1万分の1以下のものに限る。）</li> <li>6 指定処理施設等に係る許可証の写し</li> <li>7 合併の場合にあっては，合併契約書の写し</li> <li>8 分割の場合にあっては，分割契約書の写し</li> <li>9 前各号に掲げるもののほか，知事が必要と認める書類及び図面</li> </ol>
注	の欄には，記入しないこと。
手数料欄	

様式第15号（第30条第1項関係）

指定処理施設等設置者相続届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

電話番号

指定処理施設等設置者に相続があったので、茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第19条第3項の規定により、関係書類及び函面を添えて届け出ます。

被相続人との続柄

被相続人の氏名及び死亡時の住所

指定処理施設等の設置の場所

指定処理施設等の種類

許可の年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

相続の開始の日

事務処理欄

添付書類

- 1 住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）
- 2 相続人であることを証する書類

注1 の欄には記入しないこと。

- 2 指定処理施設等の種類の欄には、脱水施設、乾燥施設、焼却施設等、特定小型焼却施設又は積替保管施設の別を記入すること。

